

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

規 則	目 次	ページ
知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(六〇・情報公開課)	1	1
秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(六一・試験研究推進課)	1	1
秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則(六一・試験研究推進課)	2	2
知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(六三・障害福祉課)	2	2
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(六四・障害福祉課)	2	2
家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則(六五・農畜産振興課)	3	3
秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則(六六・港湾空港課)	3	3
訓 令		
秋田県職務発明規程の一部を改正する訓令(六・試験研究推進課)	4	4

## 規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県規則第六十号

秋田県知事 寺 田 典 城

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条から第七条までを削り、第八条を第四条とし、第九条を第五条とし、第十条を第六条とする。

第十一条第二項中「第四条第一項第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第十二条を第八条とする。

第十三条から第十七条までを削り、第十八条を第九条とし、本則に次の一条を加える。

### (補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、知事が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第十八号までを削る。

### 附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十一号

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県工業技術センター条例施行規則(昭和五十七年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「特に」を削る。

第三条第三項中「特に」を削り、同条第四項中「特に」を削り、「あつて」を「あつて」に改める。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「工業技術センター使用許可申請書(様式第一号)」を「別に定めるところにより、申請書」に改め、同条第二項中「あつて」を「あつて」に改め、同項第一号中「(様式第二号)」を削り、同項第二号中「(様式第三号)」を削り、同条第三項中「、センター」を「、条例第二条各号に掲げる施設及び設備」に、「その使用を許可しないことができる」を「使用の許可をしないものとする」に改める。

第五条中「前条第一項の」及び「期間を定めて使用を」を削り、同条第一号中「偽りその他」を削り、「手段により、」を「行為により」に改め、同条第二号中「許可に係る」を削り、同条第三号中「従わなかった」を「従わなかった」に改め、同条第四号中「場合」を「もの」に改める。

第六条中「開放研究室使用変更届出書(様式第四号)」を「別に定めるところに、「その旨」を「届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。  
別表電子プローブマイクロアナライザーの項の次に次のように加える。

超高倍率三次元複合顕微鏡

一、六〇〇円

様式第一号から様式第四号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十二号

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高度技術研究所条例施行規則(平成四年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項並びに第三条第三項及び第四項中「特に」を削る。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「高度技術研究所使用許可申請書(様式第一号)」を「別に定めるところにより、申請書」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同条第一項中「(様式第二号)」を削り、同条第二項中「(様式第三号)」を削り、同条第三項中「、研究所」を「、条例第二号各号に掲げる施設及び設備」に、「その使用を許可しないことができる」を「使用の許可をしないものとする」に改める。

第五条中「前条第一項」を「使用」に改め、同条第一号中「、使用」を「使用」に改め、同条第四号中「場合」を「もの」に改める。

第六条中「開放研究室使用変更届出書(様式第四号)」を「別に定めるところにより、届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

別表精密横型ロータリー平面研削盤の項の次に次のように加える。

分子線エビタキシ装置

四、六五〇円

別表タイムインターバルアナライザの項の次に次のように加える。

紫外分光式磁気特性評価装置

一、三五〇円

様式第一号から様式第四号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十三号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則(平成十一年秋田県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条の見出しを「(相談等に関する書類)」に改め、同条中「福祉相談センター所長」の下に「は、法第十二条第二項に規定する業務(軽易なものを除く。 )を行つたとき」を加え、「(様式第二号)」を作成し、その記載事項について、常に整理して」を「に必要な事項を記載し、これを保存して」に改め、同条を第二号とする。

第四条を削る。

第五条中「第十九条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「(様式第六号)」を削り、同条を第三号とし、本則に次の一条を加える。

(補 則)

第四条 法、知的障害者福祉法施行令、知的障害者福祉法施行規則及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成十六年秋田県規則第三号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一条中「。以下「省令」という。」を削る。

第三条を削る。

第四条中「標示(様式第二号)」を「別記様式による標示」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「指定医変更届出書(様式第三号)により」を「その旨を」に改め、同条を第四条とする。

第六条の見出しを「(県外転出に係る通知)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第五条とする。

第七条から第九条までを削る。

第十条の見出しを「(書類の経由)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の届出書」を「法第二十六条各項の規定による届出に係る書類」に、「事業を」を「身体障害者相談支援事業等を」に改め、同項を同条とし、同条を第六条とし、本則に次の一条を加える。

(補則)

第七条 法、令、身体障害者福祉法施行規則及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

様式第一号を削る。

様式第二号中「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。

様式第三号から様式第十一号までを削り、様式第十二号を別記様式とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十五号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則(昭和三十五年秋田県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第一項」の下に「の規定による検査」を、「第六条第一項」の下に「の規定による注射、薬浴若しくは投薬」を加え、「又は投薬(以下)を、若しくは投薬(以下この条において)に、「いう」を「総称する」に、「が、疾病」を「が疾病」に改め、「ときは」の下に「、その所有者は」を加え、「に、疾病又は分べんの場合にあつては獣医師の診断書を、その他やむを得ない理由の場合にあつては当該家畜の所在地を管轄する市町村長の証明書を添え、」を「を」に改める。

第三条を削る。

第四条中「または法」を「の規定による殺処分又は法」に、「より殺処分または」を「よる」に、「の所有者または」を「若しくはその死体の所有者又は」に、「殺命令書または」を「殺命令書又は」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第二十一条第一項または法第二十四条のただし書き」を「第二十一条第一項ただし書又は第二十四条ただし書」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「書類」を「申請書」に、「うえ」を「上」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条を削る。

第九条の見出しを「(書類の経由)」に改め、同条中「および」を「及び」に、「所轄家畜保健衛生所長を経由しなければ」を「家畜又はその死体の所在地を所管する家畜保健衛生所長を経由して提出しなければ」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(補則)

第八条 法、令、省令、家畜防疫衛生事務に關する知事の権限を家畜保健衛生所長に委任する規則、家畜伝染病まん延防止規則及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第八号までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十六号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(様式第一号)」を削り、同条第三項中「(様式第二号)」を削る。

第三条第一項中「(様式第三号)」を削る。

第四条第一項中「(様式第四号)」を削る。

第五条第一項中「(様式第五号)」を削る。

第六条中「(様式第六号)」を削る。

第八条中「(様式第七号)」及び「(様式第八号)」を削る。

本則に次の一条を加える。  
 (補則)  
 第十二条 この規則に定めるもののほか、空港の管理に関し必要な事項は、別に定める。  
 附則第三項及び第四項中、「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。  
 様式第一号から様式第八号までを削る。  
 附 則  
 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第六号  
 秋田県職務発明規程の一部を改正する訓令  
 平成十八年三月三十一日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県職務発明規程(昭和五十九年秋田県訓令第九号)の一部を次のように改正する。  
 第四条中「(様式第一号)」及び「の各号」を削り、「添え」を「添えて、これを」に改める。  
 第五条第三項中「(様式第二号)」を削り、「作成し、」の下に「これを」を加える。  
 第八条中「(様式第三号)」を削る。  
 第十四条第一項中「(様式第四号)」を削る。  
 第十五条中「の各号」を削り、同条第二号中「第十条第一項から第三項まで」を「第十条第三項」に改め、同条第三号中「第十四条第二項」を「前条第二項」に改める。  
 様式第一号から様式第四号までを削る。  
 附 則  
 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 0862-8766 FAX 0863-0005  
 E-mail: matsubara@matsubaranatsu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

